令和８年（フ）第３５４号
茨城県水戸市城東３丁目３番16号　城東ベースアパートメントＡ棟101号
債務者　海老根とみ子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３５７号
茨城県水戸市石川３丁目4137番地の４　棚網レジデンス203号
債務者　吉田　千尋
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３２７号
岐阜市川部６丁目44番地１、前住所岐阜市光樹町58番地１（エステート南404）
債務者　髙橋　理香
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４３２号
岐阜市日置江１丁目104番地３
債務者　馬渕　寧々
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４５１号
岐阜市福光東３丁目20番15号（みのり荘２－３）、前住所岐阜市福光東３丁目18番16―103号（小柳ビル）
債務者　四ツ橋志住
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５１９号
静岡市葵区柿島574番地
債務者　三田　里美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３６６号
静岡県浜松市浜名区引佐町井伊谷1584番地の７
債務者　山本比呂樹
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３８１号
静岡県浜松市中央区砂山町345番地の５
債務者　犀川　和子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３３３６号
大阪府東大阪市永和２丁目７番30号　救護施設フローラ
債務者　垣内　久典
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１８７号
大阪市浪速区大国２丁目９番６―703号
債務者　下永吉　香
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３８１号
大阪市都島区網島町３番13―108号
債務者　山入端志穂（旧姓新井）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６１９号
大阪市都島区御幸町１丁目10番２―703号
債務者　熊野貴美江
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７２２号
大阪市此花区高見１丁目７番16―805号
債務者　三好　真理
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７８５号
大阪市住之江区南港中２丁目５番21―1301号
債務者　坪井　輝義
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０６５号
大阪市西成区太子２丁目１番３号　マンションパブリック　801号
債務者　中島　陽一
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０７５号
大阪市東成区神路３丁目７番28号　ネクスプロス弐番館　503号
債務者　堀　　智樹
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１３７号
大阪市平野区長吉長原西３丁目10番６―1114号
債務者　安宅　順一
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部